発議案第4号

白井市の保育運営に関わる地域格差を是正する仕組み の構築に関する意見書について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条1項の規定により提出します。

令和6年3月22日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 白井市議会議員 柴田 圭子

賛成者 白井市議会議員 徳本 光香

リカス 伊藤 仁

提案理由

白井市内の保育の質の向上や保育士等の確保が十分に保証されるよう、隣接する地域との格差を是正する仕組みの構築を求めるため。

白井市の保育運営に関わる地域格差を是正する仕組みの 構築に関する意見書(案)

認可保育園等の運営費は、国の「子ども・子育て支援教育・保育給付費」の公定価格により決定され、保育園等収入の主たる財源となっております。公定価格とは、教育・保育に必要な費用の金額で国が定めた基準により算定されており、子ども一人当たりの単価として設定されています。

この国が定めた公定価格は、基本分単価と加算項目で構成されており、これらは、施設の定員数や利用児童の年齢によりその額が異なります。さらに公定価格の大部分を占める基本分単価は、定員数や利用児童の年齢が同じでも所在している地域によってその単価が異なる仕組み(以下「地域区分」という。)になっていま

す。(加算項目の一部も地域区分が影響するものがあります。) 格差を是正する考え方の一つにこの「地域区分」があります。公定価格には地域区分が設けられ、「20/100地域」か「その他の地域」までそれぞれ単価設定がなされています。白井市は現在6/100です。白井市の近隣市町村において隣接する船橋市は12/100、印西市は16/100となっております。定員90名白式算において白井市と船橋市との比較では年間約460万円、すると計と印西市との比較では第0万円の差額が生じております。なくとも同じ生活圏、基本的に同じ保育の業務をする上でこれずの格差が生じていることは著しく合理性を欠く設定となっています。地域区分の低い白井市では近隣の市町村と比べると職員給与全体を抑えざるを得ない状況にあり、保育の質の向上に大きく影響を及ばかりか、職員の待遇や保育士等の確保においても深刻な影響を及ばかりか、職員の待遇や保育士等の確保においても深刻な影響を及びしかねない状況といえます。

これらを鑑みても、保育現場における地域間格差を解消することは、子育て支援策の「質の向上」と「量的拡充」の実現に必要不可欠な措置であると考えております。どこでも、同一の保育の質や保育士等の確保が保証されますよう、隣接する地域との格差を是正した仕組みの構築をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

千葉県白井市議会

提出先

内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様 子ども家庭庁長官 渡辺由美子 様